

号 外	
発 行	
財 団 法 人 J K A	
競輪広報グループ	オートレース事業グループ
東京都千代田区	東京都江東区有明3-1
六番町4番地6	TFTビル西館6F
電話 03(3239)9420	電話 03(3570)5511

平成 23 年度機械工業振興補助事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示

平成 23 年度における自転車競技法第 24 条第 5 号及び小型自動車競走法第 28 条第 5 号の規定に基づく、機械工業に関する事業の振興のための補助に関する事業並びに自転車競技法第 24 条第 6 号及び小型自動車競走法第 28 条第 6 号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、財団法人 J K A（以下「本財団」という。）が定める関連規程によるほか、次の補助方針により実施するので公示します。

平成 22 年 11 月 5 日

財団法人 J K A

会 長 下 重 暁 子

目 次	
平成 23 年度 補助方針	2
1. 補助事業の基本方針	2
2. 補助方針の位置づけ	2
3. 補助事業の概要	3
4. 補助事業の補助率・上限金額	4
5. 補助事業の手続き	5
6. 補助の対象者	6
7. 補助の対象外となる者	6
8. 補助の対象となる経費	6
9. 要望受付期間	6
10. 要望方法	6
11. 要望書提出先及び問合せ先	6
12. 審査	7
13. 審査の基準	7
14. 結果の通知	7
15. 補助事業の実施期間	7
16. 補助事業である旨の表示	7
17. 補助事業の実施内容及び成果の公表	7
18. 補助事業の評価	7
19. 情報公開の徹底	8
20. 説明会・事前相談	8
別添 1【機械】	
補助の対象となる事業について	9
別添 2【公益】	
補助の対象となる事業について	10
別添 3【機械】	
補助事業の事業経費の基準	12
別添 4【公益】	
補助事業の事業経費の基準	16

平成 23 年度 補助方針

1. 補助事業の基本方針

本財団の補助事業は、地方自治体が施行する競輪及びオートレースの売上金の一部を広く社会に還元することを目的とし、全国的な視野に立ち、国の支援が及びにくい分野・事業を中心に効果的かつ効率的に行うとともに、補助財源が限られている状況の中、自転車・モーターサイクルに関する事業の振興にも配慮しつつ、競輪及びオートレースの社会貢献が広く周知されるよう努めます。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び関連規程^注によるほか、対象となる団体（者）や事業、補助金の基準及び申請の方法や審査の基準など補助事業を要望する際に留意すべき事項を定めた本補助方針により実施されます。

なお、本補助方針は、本年 5 月の事業仕分けの評価結果を踏まえ、産業構造審議会「JKA 補助及び交付金還付事業のあり方検討WG」において取りまとめられた見直し内容を反映しています。

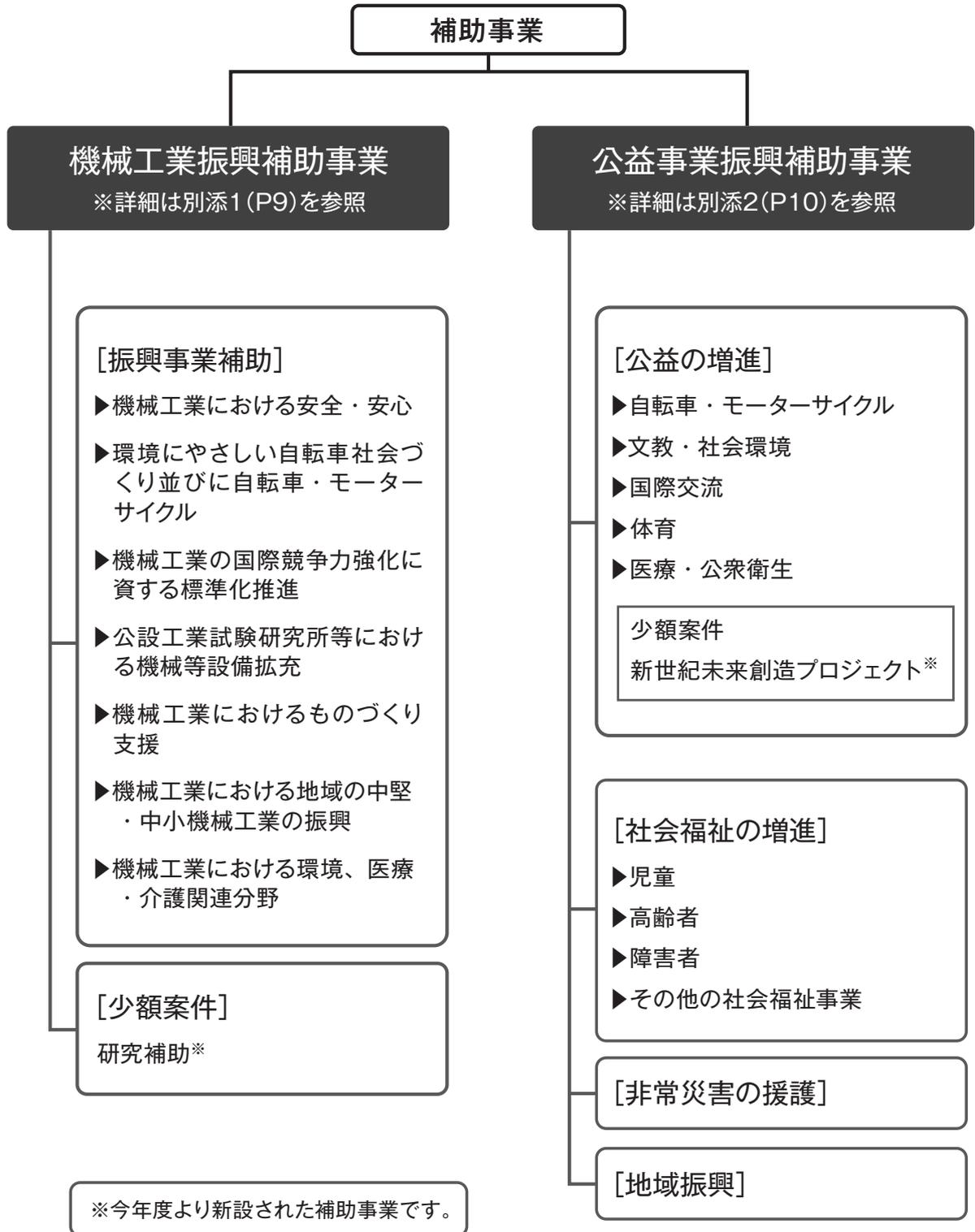
	機械工業振興 補助事業の実施	公益事業振興 補助事業の実施
自転車競技法	第 24 条第 5 号	第 24 条第 6 号
小型自動車競走法	第 28 条第 5 号	第 28 条第 6 号
JKA 制定	関連規程 ^注 ①-1 機振規程 ①-2 補助細則	関連規程 ^注 ②-1 公益規程 ②-2 補助細則
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 補助方針 </div>		

注：関連規程とは、以下を指します。

- ①-1 「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」（両規程を総称して以下「機振規程」という。）
- ①-2 「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」（両規程を総称して以下「公益規程」という。）
- ②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」

3. 補助事業の概要

補助事業は、「機械工業振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要		補助率 ^{※1}	上限金額 ^{※2}	
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	重点事業	▶「安全・安心」のうち、人命事故に関わるもの	3/4	— 5,000 万円	
			▶安全・安心	2/3		
			▶環境にやさしい自転車、自転車・モーターサイクル			
		▶標準化				
	▶公設工業試験研究所等					
一般事業	▶ものづくり支援 ▶地域の中堅・中小機械工業の振興 ▶環境、医療・介護	1/2	—			
研究補助 (少額案件)	▶個別研究		— ^{※3}	300 万円		
	▶若手研究		— ^{※3}	100 万円		
公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	重点事業	▶自転車・モーターサイクル	事業費	—	
			▶文教・社会環境	施設の建設	2/3	2 億円
			▶国際交流	施設の補修 ^{※4}	3,000 万円	
	一般事業	▶体育 ▶医療・公衆衛生 ▶文教・社会環境	事業費	1/2	—	
			施設の建築		5,000 万円	
			医療機器の整備		1,500 万円	
			検診車の整備		2,205 万円	
	新世紀未来創造プロジェクト (少額案件)		— ^{※3}	100 万円		
	社会福祉の増進	▶児童 ▶高齢者 ▶障害者 ▶その他の社会福祉事業	事業費	3/4	—	
			施設の建築		2 億円	
福祉車両の整備			315 万円			
福祉機器の整備			750 万円			
施設の補修 ^{※5}			3,000 万円			
非常災害の援護		— ^{※3}	2 億円 ^{※6}			
地域振興	公益の増進		1/2	1,500 万円		
	社会福祉の増進		3/4	2,250 万円		

※1：補助率とは、補助対象経費のうち補助金額の占める割合を表します。

※2：上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。

・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。

・補助率、基準単価は、事業の種類（施設、車両）によっても異なります。

※3：自己負担を伴わない補助事業であることを表します。

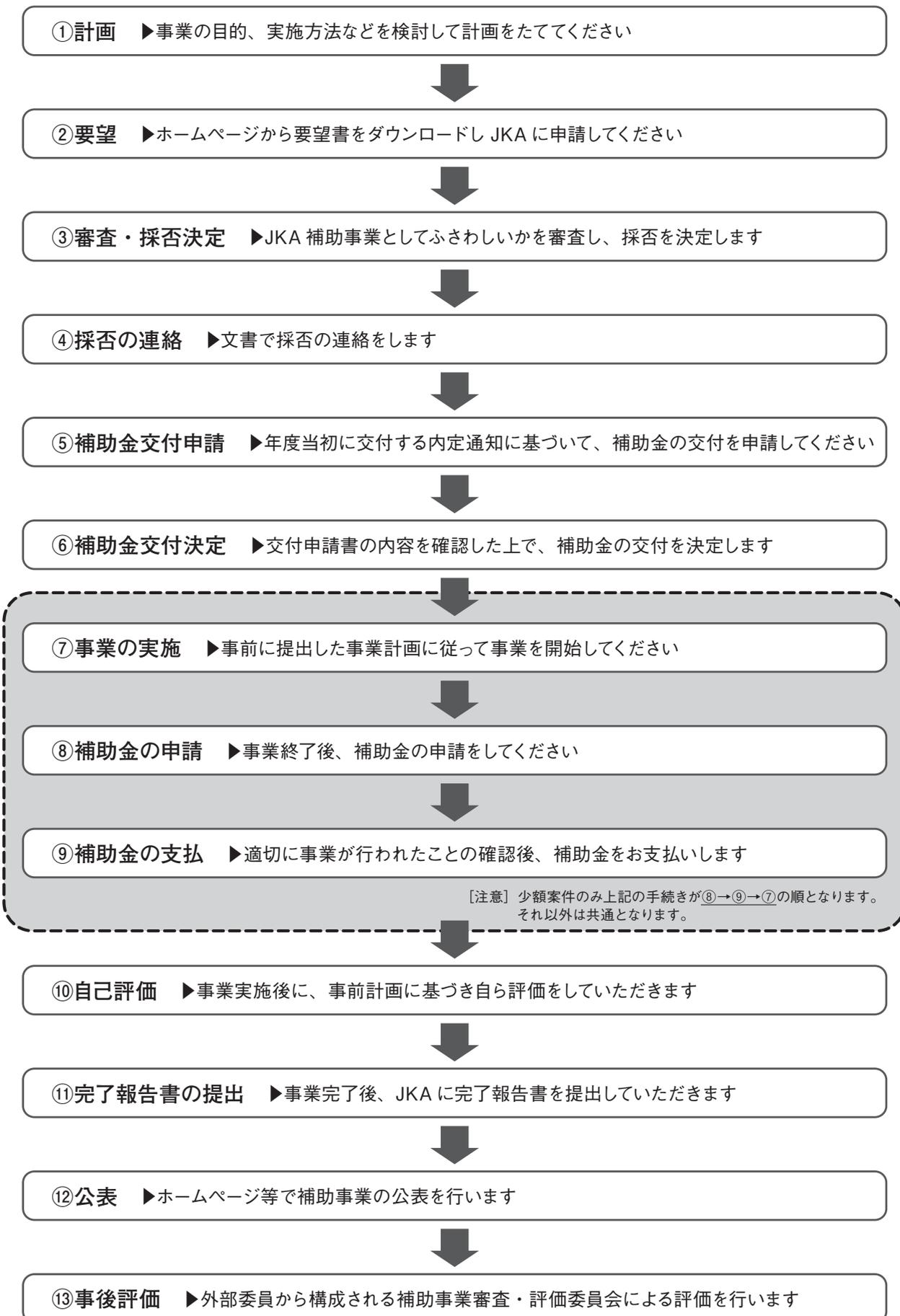
※4：更生保護施設、自転車競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設。

※5：社会福祉施設

※6：上限金額ではなく、予算枠であることを表します。

5. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。



6. 補助の対象者

(1) 機械工業振興補助事業

① 振興事業補助

財団法人・社団法人^{※1}、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO法人）、その他公共的な団体

② 研究補助

大学等研究機関^{※2}、特定非営利活動法人（NPO法人）、技術研究組合に所属する研究者（大学生・大学院生・企業に所属する研究者は除く）

(2) 公益事業振興補助事業

① 公益の増進、社会福祉の増進、地域振興

財団法人・社団法人^{※1}、社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

② 新世紀未来創造プロジェクト

国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO法人）

③ 非常災害の援護

特別の法律（日本赤十字社法）に基づいて設立された法人であって、災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者

※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人（特例財団法人、特例社団法人）を指します。

※2 大学等研究機関には工業高等専門学校が含まれます。

7. 補助の対象外となる者

(1) 平成 22 年度決算における内部留保率が 30%を超えている特例民法法人

（平成 22 年度決算が確定した時点で、内部留保率が 30%を超過した場合は、交付決定を取消します。）

(2) 同一事業において国または他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）からの補助を受けている者

(3) 建築、補修並びに検診車、福祉車両の整備について、前年度に補助を受けた法人又は法人支部（公益）

8. 補助の対象となる経費

補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費

(1) 機械工業振興補助事業については、別添 3 の「補助事業の事業経費の基準」(P12) をご参照ください。

(2) 公益事業振興補助事業については、別添 4 の「補助事業の事業経費の基準」(P16) をご参照ください。

9. 要望受付期間

平成 22 年 11 月 5 日 (金) 午前 10 時～12 月 6 日 (月) 午後 5 時 (必着)

注 1) 非常災害の援護については、随時受け付けます。

注 2) 地域振興については、上記要望受付期間により難しい場合に限り、事業実施の初日の 2 か月前まで随時受け付けます。

10. 要望方法

(1) 振興事業補助（機械）、公益の増進・社会福祉の増進（公益）

申請書類及び作成の手引きは、「Ring!Ring! プロジェクト」ホームページからダウンロードしてください。

⇒ <http://ringring-keirin.jp>

(2) 研究補助（機械）、新世紀未来創造プロジェクト（公益）

募集要項及び作成の手引きは、「Ring!Ring! プロジェクト」ホームページからダウンロードしてください。

⇒ <http://ringring-keirin.jp>

11. 要望書提出先及び問合せ先

〒102 - 8011 東京都千代田区六番町 4 番地 6（英全ビル）

財団法人 J K A 補助事業グループ

機械工業振興補助事業

機械・サイクル振興チーム

・TEL : 03 (3512) 1273

・FAX : 03 (3512) 1274

・e-mail : kikai23yobo@keirin-autorace.or.jp

公益事業振興補助事業

公益・福祉振興チーム

・FAX : 03 (3512) 1277

・e-mail : koeki23yobo@keirin-autorace.or.jp

○公益の増進、非常災害の援護及び地域振興の事業

・TEL : 03 (3512) 1276

○社会福祉の増進の事業

・TEL : 03 (3512) 1278

※お問合せ時間 平日 9 時 30 分から 12 時 00 分まで
13 時 00 分から 17 時 30 分まで

12. 審査

- (1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、補助事業の透明性を確保します。
- (2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 4 号に準じて審査します。

13. 審査の基準

機振規程第 3 条及び第 4 条並びに公益規程第 3 条及び第 4 条の規定によるほか、以下の基準により選定します。

- (1) 組織の審査
 - ①組織の事業遂行力
 - ②組織の適格性
 - ③自己評価の体制
- (2) 事業の審査
 - ①公益性の確保
 - ②社会的課題の把握と解決策の妥当性
 - ③事業目標の妥当性
 - ④事業効果の妥当性
 - ⑤事業の新規性
 - ⑥事業の発展性
- (3) 広報計画の審査

14. 結果の通知

- (1) 文書をもって、採否の結果をお知らせします。
- (2) 採否に関するお問合せには応じかねますのでご了承ください。

15. 補助事業の実施期間

平成 23 年 4 月 1 日以降に事業を開始し、平成 24 年 3 月 31 日までに完了することを原則とします。

16. 補助事業である旨の表示

補助事業を実施する場合には、補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。

17. 補助事業の実施内容及び成果の公表

補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分な PR に努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組みへの協力を交付条件とします。

※補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他補助事業者が本財団に提出する一切の資料（動画・写真を含むがそれに限られない）については、「Ring!Ring! プロジェクト」ホームページにおいて公表します。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び、第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。

18. 補助事業の評価

事業完了後、補助事業者は事前計画に基づく自己評価を行い、本財団に「事前計画／自己評価書」提出してください。提出された自己評価を基に、本財団は外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において補助事業の評価を

実施し、「Ring!Ring! プロジェクト」ホームページで公表します。

19. 情報公開の徹底

補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。

上記に加え、特例民法法人については国からの補助金等を受けた場合と同等の情報公開（役員報酬に関する規程、役員退職金に関する規程及び収入に占めるJKA補助金の割合）を求めます。

20. 説明会・事前相談

(1) 補助事業の説明会を開催します。詳細は「Ring!Ring! プロジェクト」ホームページでお知らせします。

(2) 建築（公益）の補助事業要望書の作成に際しては事前に相談してください。

別添 1 【機械】**補助の対象となる事業について****I. 振興事業補助**

1. 重点事業

- (1) 機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業のうち、特に人命事故に関わるもの
- (2) 機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業
- (3) 環境にやさしい自転車社会づくりに資する事業並びに自転車・モーターサイクルに関する事業
- (4) 機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進に関する事業
- (5) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械等設備拡充事業

2. 一般事業

自転車・モーターサイクルその他の機械に関する事業の振興に資する事業であって、重点事業以外の以下の事業

- (1) 機械工業におけるものづくり支援に資する事業
先端技術の開発、知的財産の創出、付加価値の向上及び新規事業の創出等
- (2) 機械工業における地域の中堅・中小機械工業の振興に資する事業
中堅・中小企業の事業基盤の強化、新規事業の展開
- (3) 機械工業における環境、医療・介護関連分野に資する事業
3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み、省エネルギーの推進、新エネルギーの開発、医療・介護関連機器の開発等

II. 研究補助（少額案件）

1. 対象となる事業

自転車・モーターサイクルその他の機械に関する事業の振興に資する研究開発事業

2. 研究補助の種類

- (1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO法人）、技術研究組合に所属する研究者による個別研究（以下「個別研究」という。）
- (2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO法人）、技術研究組合に所属する若手研究者[※]による個別研究（以下「若手研究」という。）

※ 若手研究者とは平成 23 年 4 月 1 日現在、40 歳以下の研究者を指します。

別添 2 【公益】

補助の対象となる事業について

I. 公益の増進

1. 重点事業

- (1) 自転車・モーターサイクル
 - ①自転車・モーターサイクル競技の普及促進及び施設の建築
- (2) 文教・社会環境
 - ①自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する活動
 - ②親と子のふれあい交流活動
 - ③地域に根ざしたこどもの自然・文化・遊び体験活動
 - ④引きこもり・不登校、犯罪被害者に対する支援活動
 - ⑤更生保護事業と更生保護施設の建築
 - ⑥事故や犯罪から子どもを守る活動
 - ⑦競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設（以下「補助施設」という。）の補修事業
- (3) 国際交流
 - ①国際交流の推進活動

2. 一般事業

- (1) 体育
 - ①国内スポーツ競技力向上のための事業
 - ②全国的なスポーツ大会の開催
- (2) 医療・公衆衛生
 - ①健康や命を守る医療の活動
 - ②難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）
 - ③検診車の整備
- (3) 文教・社会環境
 - ①学術・文化の振興のための活動
 - ②青少年の健やかな成長を育む活動
 - ③豊かな自然と動植物を大切に活動
 - ④自転車の活用によって交通安全を促進する活動及び施設の建築
 - ⑤国民・消費者の安全・安心な社会を作る活動

3. 新世紀未来創造プロジェクト

- (1) 対象となる事業
小学生（5・6年）・中学生・高校生の健全育成に資する交流・研究活動
- (2) 活動補助の種類
 - ①地域ふれあい交流活動
学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動
 - ②実践的研究を通じた人間力育成支援活動
学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動

II. 社会福祉の増進

1. 児童

- (1) 虐待から子どもを守る施設の建築
- (2) 児童福祉施設の建築
- (3) 子どもが幸せに暮らせる社会を作る活動

2. 高齢者

- (1) お年寄りが幸せに暮らせる社会を作る活動

3. 障害者

- (1) 障害者の地域活動のための施設の建築
- (2) 障害者のための施設の建築
- (3) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動と繁殖・訓練・ケア施設の建築
- (4) 障害を持つ人が幸せに暮らせる社会を作る活動

4. その他の社会福祉事業

- (1) 社会福祉施設の建築
- (2) 幸せに暮らせる福祉社会を作る活動
- (3) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動
- (4) 福祉車両・機器の整備
- (5) 補助施設の補修事業

Ⅲ. 非常災害の援護

非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業

Ⅳ. 地域振興

まちづくり、まち興し等を目的とするイベント又はスポーツ大会などの市民参加型の事業

別添 3 【機械】

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

- 対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。
- 海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
- 注：国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅費	旅費	運賃 国内航空賃 日当		<ul style="list-style-type: none"> ・特別車両料金は対象となりません。 ・搭乗クラスはエコノミークラスのみ対象となります。 ・同一日、同一人の「日当」と「謝金」との重複は認めません。 ・運賃は算出基礎が証明できるもののみ対象となります。 ・タクシー代は対象となりません。
		宿泊料	8,000 円／泊・名	
	航空賃	海外航空賃		<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗クラスはエコノミークラスのみ対象となります。 ・見積書はディスカウントエコノミー運賃としてください。 ・航空賃の内、空港施設利用料 (利用税)、燃油サーチャージ、航空保険特別料金 (テロ保険)、発券手数料、旅客保安サービス料は対象ですが、任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。 ・外国の者を招聘する場合、海外で実施される講習会、セミナー等の事業に学識経験者、要人等を講師として派遣する場合は、日当、宿泊費は対象となります。 ・日本国内を經由して海外に渡航する場合は、出国手続地から補助対象となります。
	交通費	委員会に出席するための交通費	1,000 円／回	タクシー代は対象となりません。
物件費	機械設備費			<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業に必要なではない付属品については対象となりません。 ・研究に使用するための 1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	委員長	10,000 円／回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員として学識者又はこれに準ずると認められる者を委嘱した場合。 ・委員会及び幹事会 (専門委員会又は分科会) を開催した場合のみ対象となります。
		委員	9,000 円／回	
	謝金	講師	50,000 円／日 15,000 円／時間 (かつ、1 日当たりの限度額 50,000 円を超えないこと。)	<ul style="list-style-type: none"> ・講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合。 ・同一日、同一人の「日当」との重複は認められません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 同一日、同一の講師に係わる旅費、謝金の一覧を作成してください。 </div>

事業費	謝金	専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/半日	<ul style="list-style-type: none"> ・学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合。 ・同一日、同一人の「日当」との重複は認められません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 同一日、同一人に係わる旅費、謝金の一覧を作成してください。 </div>
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円/(人×日) 4,500 円/(人×半日)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者
	臨時傭役費	日当	6,000 円/(人×日) 3,000 円/(人×半日)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費を含む額です。 ・当該事業に従事する日数は、年間 200 日以内です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 同一の臨時要員が、同一日に複数の事業項目に従事する場合は、日別時間毎に従事した対象事業項目が、重複していない事を証する資料を作成してください。 </div>
	会場費	会場借上費 会場設営 看板代等		<ul style="list-style-type: none"> ・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象となります。(マイク、プロジェクタ、同時通訳システム等) ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象となります。
	送料 (切手代等)	補助事業に係わる報告書、アンケート等の送料		
	資料購入費	図書購入費		<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象となります。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・送料は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限り対象となります。
	実験材料費			<ul style="list-style-type: none"> ・研究に使用するための試薬、試料 ・1 点 5 万円未満の機器、備品及び資材
	原稿費	原稿料/速記料	2,500 円/400 字	不特定の者を対象とした原稿
			1,500 円/400 字	特定の者を対象とした原稿
翻訳料	英文和訳	2,600 円/400 字	翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。	
	英語以外の外国語の和訳	3,200 円/400 字		
	和文英訳	4,800 円/(400 字又は 200 ワード)		
	英語以外の外国語の翻訳	5,400 円/(400 字又は 200 ワード)		
通訳料	通訳料	100,000 円/(人×日) 50,000 円/(人×半日)	この金額により難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。	

事業費	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時には PDF データを提出してください。 (発送費・コピー代は対象となりません。)
	委託事業費	・アンケート調査等の集計等 (請負契約) ・シンポジウムの会場設営・運営等		
	委託調査費	調査事業を他に委託して行う場合	事業項目毎の補助対象経費総額の 50%未滿	
	コンピュータ費	プログラム開発等		プログラム開発、データ処理、コンピュータ使用料、プログラム借用料等

(注) 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみ行っている場合の委託調査費

II. 研究補助

- 対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。
- 海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。

注：国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅費	旅費	運賃 国内航空賃 日当		・特別車両料金は対象となりません。 ・搭乗クラスはエコノミークラスとなります。 ・同一日、同一人の「日当」と「謝金」との重複は認めません。 ・運賃は算出基礎が証明できるもののみ対象となります。 ・タクシー代は対象となりません。
		宿泊料	8,000 円/泊・名	
	航空賃	海外航空賃		・搭乗クラスはエコノミークラスとなります。 ・見積書はディスカウントエコノミー運賃としてください。 ・航空賃の内、空港施設利用料 (利用税)、燃油サーチャージ、航空保険特別料金 (テロ保険)、発券手数料、旅客保安サービス料は対象ですが、任意保険等は対象となりません。 ・外国の者を招聘する場合、海外で実施される講習会、セミナー等の事業に学識経験者、要人等を講師として派遣する場合は、日当、宿泊費を対象とします。 ・日本国内を經由して海外に渡航する場合は、出国手続地からを補助対象とします。
交通費	会議に出席するための交通費		1,000 円/回	タクシー代は対象となりません。
物件費	機器設備費			研究に使用するための 1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材

事業費	謝金	研究協力者	9,000 円/日 4,500 円/半日	共同研究者以外の外部協力者
		研究作業員	6,000 円/日 3,000 円/半日	研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業員
	送料 (切手代等)	補助事業に係わる 報告書、アンケート等の送料		
	資料購入費	図書購入費		<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象となります。 一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 送料は対象となりません。 年間購読料は、当該年度のものに限ります。
	実験材料費			<ul style="list-style-type: none"> 研究に使用するための試薬、試料 1 点 5 万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上費			研究に必要な検査機器等の借上費
	印刷費	報告書、研修会用 テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時には PDF データを提出してください。
	委託事業費	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査等の集計等（請負契約） シンポジウムの会場設営・運営等 		アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費

(注) 次の経費は対象となりません。

- 代表研究者・共同研究者の人的費
- 研究成果の発表を目的として行う出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む）
- 研究計画に記載のない旅費

別添 4 【公益】

補助事業の事業経費の基準

I. 施設の建築及び補修

<p>1. 対象となる事業</p> <p>(1) 施設の建築 (新築) 新たに施設を建築する事業</p> <p>(2) 施設の補修</p> <p>① 競輪・オートレースの補助事業により整備された自転車競技場施設で、その現状回復のため補修する事業</p> <p>② 補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業</p> <p>2. 対象となる経費</p> <p>(1) 建築</p> <p>① 設計監理費</p> <p>② 建築整備の実施に必要な不可欠な経費</p> <p>③ 建築時に必要とされる付帯設備費</p> <p>④ 建築時に必要とされる備品などの初度調弁費 (単価 50 千円以上のものを対象とします。)</p> <p>(2) 補修</p> <p>① 設計監理費</p> <p>② 補修の実施に必要な不可欠な経費</p> <p>※以下の経費などがある場合は補助の対象外とします。</p> <p>① 既存建物の買取りに係わる経費</p> <p>② 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費</p> <p>③ 既存施設及び設備の撤去費</p> <p>④ 付帯設備のみの経費</p>
--

1. 建築基準単価 (新築)

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分 (注 1)	1 m ² 当たりの基準単価 (千円) (注 2)
	鉄筋コンクリート造	168
	鉄骨造	153
	木造	140

(注 1) 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

(注 2) ①実際の単価が上表より低い場合は、その実際の単価によります。

②基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。

- ・ 設計監理費
- ・ 電気設備
- ・ 給排水衛生換気設備
- ・ ガス設備
- ・ 浄化槽設備
- ・ 非常用照明設備
- ・ 自動火災報知機設備
- ・ 消火栓設備
- ・ 非常通報装置設備
- ・ リフト (乗用以外) 設備の工事の各々に要する費用

2. 付帯設備基準単価 (新築)

施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。

付帯設備名	基準単価 (上限)	備考	
暖冷房設備			
・ 暖房設備のみの場合 ・ 床暖房のみの場合	建築基準単価の 9%		
・ 冷房設備のみの場合	建築基準単価の 11%		
・ 暖冷房設備の場合	建築基準単価の 13%		
・ 暖冷房に床暖房併設の場合			
エレベーター設備	1 基につき 7,400 千円 小型 (積載 200kg / 3 人乗) の場合 1 基につき 2,000 千円		
合併処理槽設備	JIS 算定対象人員 1 人当たり 100 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理槽本体、標準工事費を含む ・ 処理排水 BOD・20PPM ・ 1 施設当たり 10,000 千円を限度とする 	
スプリンクラー設備			
1 m ² 当たりの基準単価	14,200 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法上設置が義務付けられている場合対象とする ・ 設置面積のみを対象とする 	床面積 1,000 m ² 以上の施設を対象とする
1 m ² 当たりの基準単価 (水道直結型スプリンクラー設備の場合)	9,000 円		—

3. 施設の建築基準 (対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額)

○公益の増進関連

施設	基準面積 (m ²)		初度調弁費 (千円)	
自転車・モーターサイクル				
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設 (上限金額: 200,000 千円)				
文教・社会環境				
(2) 更生保護施設 (上限金額: 100,000 千円)				
更生保護施設	1 名当たり		27.7	1 名当たり
	収容人員が 23 名以下の施設に限り、収容人員 1 名につき 1 名当たり 5.5 を加算することができる。(20 名を限度とする)	1 名当たり	5.5 を加算	
	個室整備をする場合	1 室当たり	2.9 を加算	
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合	1 名当たり	4 を加算	
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する場合	1 名当たり	1 を加算	
				129

更生保護施設職員 宿舎	1 名当たり	19	—
	1 世帯	47	
	補助対象となる入居対象職員は、更生保護施設に勤務する職員とする。入居対象者数は、施設収容定員 20 名以下は 4 名、21 名以上は 10 名（10 名未満は 10 名として取り扱う）増すごとに 1 名加算。世帯数は 1 世帯に限る。		
(3) 自転車の活用によって交通安全を促進する施設（上限金額：1 施設 50,000 千円）			

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費(千円)	
児 童				
(1) 虐待から子どもを守る施設（上限金額：200,000 千円）				
児童養護施設	1 名当たり	25.9	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設 150 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1 名当たり	112 を加算
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 名当たり 11.38 を加算		
	親子生活訓練室を整備する場合	1 施設 29.8 を加算		
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり 7.2 を加算		
	地域子育て支援スペースを整備する場合	1 施設 80.3 を加算		
地域小規模児童養護施設	1 名当たり	25.9	1 名当たり	129
情緒障害児短期治療施設	1 名当たり	30.7	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設 230 を加算		
児 童				
(1) 虐待から子どもを守る施設（上限金額：200,000 千円）				
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	—		1 名当たり	129
児童自立支援施設	1 名当たり	36.8	1 名当たり	129
	通所部門を整備する場合	1 名当たり 14.6 を加算	通所部門を整備する場合 1 名当たり	108 を加算

児 童						
(2) 児童福祉施設 (上限金額 : 50,000 千円)						
母子生活支援施設	1 世帯		60.4	1 世帯		129
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当たり	37.92 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当たり	112 を加算
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり	7.2 を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当たり	44 を加算
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当たり	9.4 を加算			
児童厚生施設	—			1 名当たり	129	
知的障害児施設	1 名当たり		23.8	1 名当たり	129	
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1 施設	100 を加算			
知的障害児通園施設	1 名当たり		13.9	1 名当たり	109	
難聴幼児通園施設	1 名当たり		8.9	1 名当たり	109	
盲・ろうあ児施設	1 名当たり		23.9	1 名当たり	129	
肢体不自由児施設 (入院治療部門)	100 名以下の場合	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129	
	収容人員が 101 名以上の場合	超えた人数分 1 名当たり	19.7			
肢体不自由児施設 (通院治療部門)	1 名当たり		14.6	1 名当たり	109	
肢体不自由児通園施設	1 名当たり		14.6	1 名当たり	109	
重症心身障害児施設	100 名以下の場合	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129	
	収容人員が 101 名以上の場合	超えた人数分 1 名当たり	19.7			
重症心身障害児通園施設 A 型	1 名当たり		14.6	1 名当たり	108	
自閉症児施設	1 名当たり	第 1 種	27.9	1 名当たり	129	
		第 2 種	24.4			
	強度行動障害特別処遇事業のための居室を整備する場合 (第 2 種)	1 施設	100 を加算			

児 童				
(2) 児童福祉施設 (上限金額 : 50,000 千円)				
児童家庭支援センター	1 施設	84.4	—	
ショートステイ施設	1 名当たり	11	1 名当たり	118
児童自立援助ホーム	1 名当たり	23.3	1 名当たり	129
自立訓練棟	—		1 名当たり	129
障 害 者				
(1) 障害者の地域活動のための施設 (上限金額 : 50,000 千円)				
障害者地域活動拠点施設	1 施設	300	1 施設	1,000
(2) 障害者のための施設 (上限金額 : 50,000 千円ただし、作業所は 24,000 千円)				
障害者ケアホーム	1 名当たり (1 棟当たり 10 名以内)	23.3	1 名当たり	129
障害者グループホーム	1 名当たり (1 棟当たり 2 名以上 10 名以内)	23.3	1 名当たり	129
障害者福祉ホーム	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129
作業所	—		1 名当たり	129
(3) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設 (上限金額 : 200,000 千円)				
そ の 他				
(1) 社会福祉施設 (上限金額 : 50,000 千円)				
① 生活保護施設				
救護施設	1 名当たり	30.3	1 名当たり	129
	個室整備をする場合	2.9 を加算		
更生施設	1 名当たり	30.3	1 名当たり	129
	個室整備をする場合	2.9 を加算		
医療保護施設	—		1 名当たり	129
授産施設	1 名当たり	14.6	1 名当たり	129
宿所提供施設	1 名当たり	11.9	1 名当たり	129
② その他				
母子休養ホーム	1 施設	665	1 施設	1,429
婦人保護施設	1 名当たり	35.4	1 名当たり	129
社会事業授産施設	1 名当たり	14.6	1 名当たり	129

4. 施設の補修基準 (対象施設、補修対象、上限金額)

施設	補修対象	上限金額
自転車競技場	走路のひび割れ及び保護シーリング	30,000 千円
	付属建物：屋根、外壁からの漏水の補修	
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設（ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース）の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修	
	・訓練施設（付属建物含む）及びサイクルスポーツの振興普及に係る施設の補修 ・上記施設で必要な関連機械器具の補修	
更生保護施設 ^{注)} 、社会福祉施設 ^{注)}	屋根、外壁からの漏水の補修	

※補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として 15 年以上（自転車競技場の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。）を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

注) 更生保護施設と社会福祉施設の補助率は異なります。

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

○対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

○海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。

注：国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費

海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費		基準単価 (上限)	備考
旅費	旅費	運賃 国内航空賃 日当			<ul style="list-style-type: none"> ・特別車両料金は対象となりません。 ・搭乗クラスはエコノミークラスのみ対象となります。 ・同一日、同一人の「日当」と「謝金」との重複は認めません。 ・運賃は算出基礎が証明できるもののみ対象となります。 ・タクシー代は対象となりません。
		宿泊料		8,000 円/泊・名	
	航空賃	海外航空賃			<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗クラスはエコノミークラスのみ対象となります。 ・見積書はディスカウントエコノミー運賃としてください。 ・航空賃の内、空港施設利用料（利用税）、燃油サーチャージ、航空保険特別料金（テロ保険）、発券手数料、旅客保安サービス料は対象ですが、任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費		基準単価 (上限)		備考
旅費	航空賃	海外航空賃				・ 外国の者を招聘する場合、海外で実施される講習会、セミナー等の事業に学識経験者、要人等を講師として派遣する場合は、日当、宿泊費は対象となります。 ・ 日本国内を経由して海外に渡航する場合は、出国手続地から補助対象となります。
	交通費	会議に出席するための交通費		1,000 円/回		タクシー代は対象となりません。
物件費	物品購入費	事業を実施する上で必要とされる物品の購入費				1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	委員長	委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合	10,000 円/日		・ 当該法人の役職員、派遣社員については除きます。 ・ 同一日、同一人の「日当」と「謝金」との重複は認めません。
		委員		9,000 円/日		
	謝金	医師、弁護士、大学教授、学識者、出演者、高度な業務に従事する者に対する謝金	相談事業、事業の監修、イベントの補助及びイベント、講演会、講習会、研修会、セミナー等の講師、出演者、審査員として学識者、専門家、著名人に講演、出演、審査、司会を依頼した場合	50,000 円/日	有識者	・ 当該法人の役職員、派遣社員については除きます。 ・ 同一日、同一人の「日当」と「謝金」との重複は認めません。
		相談員、指導員、看護・介助、補助員として一般的な業務に従事する者		15,000 円/時(かつ、1 日当たりの限度額 50,000 円を超えないこと。)		
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当		9,000 円/日 4,500 円/半日		博士の学位を有する者 (又は、博士課程修了者)、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者
	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当		6,000 円/日 3,000 円/半日		交通費を含む額です。
	会場借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に借上げるための経費				
	車両借上料					
	機材・備品借上料					
	会場設営費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場設営、看板製作・設置に係わる経費				「看板代」は、競輪・オートレースの補助事業であることを示すものに限りません。
	看板代					

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
事業費	送料	自転車・モーターサイクル競技大会の実施及び事業を普及するための印刷物の発送経費			
	製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、小物、記念品、メダル、トロフィー、教材、CD、CD ケース、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品の購入費			
	原稿料			2,500円/400字	不特定の者を対象とした原稿
				1,500円/400字	特定の者を対象とした原稿
	翻訳料	英文和訳		2,600円/400字	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語の和訳		3,200円/400字	
		和文英訳		4,800円/(400字又は200ワード)	
		英語以外の外国語の翻訳		5,400円/(400字又は200ワード)	
	通訳料	通訳料		100,000円(人×日)	<ul style="list-style-type: none"> ・この金額により難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
	印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子、資料、定期的刊行物事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料を含む			発送費、コピー料金は除きます。
	委託事業費	アンケート調査の集計(請負契約)、アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費			
	委託調査費	調査事業を他に委託して行う場合		事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の委託調査費は除きます。
コンピュータ費	プログラム開発、データ処理、コンピュータ使用料、プログラム借用料				
映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工の経費				
事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知				
競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備費、ドーピング検査費、食費(公認競技の出場選手と競技に直接従事する者を対象とする。)				

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
事業費	イベント運営費	イベントにおける運営業務費		
	運搬費	重量物 (自転車、楽器、スポーツ用具、絵画) の運送費		
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料	会費を徴収しない競技のみを対象		

2. 新世紀未来創造プロジェクト

- 対象となる経費は、上表 (1. 公益・社会福祉の増進) を参考にしてください。ただし、研究員手当、委託調査費、競技運営費、給付金を除きます。
- 上記に加え、新世紀未来創造プロジェクト固有の経費については、下表のとおりです。
- 補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るための経費	

Ⅲ. 医療機器の整備

- 機器一式につき、3,000 千円以上 30,000 千円以下であり、難病の研究に必要な不可欠な機器に限ります。

Ⅳ. 検診車の整備

	種類	基準単価 (千円)	備考
検診車	胃胸部併用 X 線テレビ検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部 X 線テレビ検診車	40,950	
	胸部 X 線テレビ検診車 (高圧)	21,000	
	婦人検診車	23,100	乳房用 X 線撮影装置を搭載したものであること
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

Ⅴ. 福祉車両の整備

- 対象となる法人

- ①訪問入浴車は、訪問先で入浴サービスを行う法人
- ②移送車Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、法定の社会福祉施設を有する法人
- ③移送車Ⅳは、
 - ・本財団が定める「虐待から子どもを守る施設」、「児童福祉施設」、「障害者の地域活動のための施設」、「障害者のための施設」又は障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設を有する法人
 - ・「補助犬の繁殖・訓練・ケア施設」を有する法人

- 対象となる車両

- ①道路交通法で「普通自動車」に分類される新車
- ②移送車Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、
 - ・当該施設の入所者、施設利用者の無償の輸送のために使用する身体障害者対応車両
 - ・税金 (「取得税」、「消費税」等) が減免対象となっている車両
- ③移送車Ⅳは、
 - ・当該施設の入所者、施設利用者の無償の輸送のために使用する車両

・「補助犬の繁殖・訓練・ケア施設」を有する法人が、当該施設を利用する障害者、身体障害者補助犬の無償の輸送のために使用する車両

※以下の車両は対象外とします。

- ①マニュアル車
- ②道路運送法で事業用自動車となる場合

○対象となる経費

車両本体価格、特別装備及び J K A 指定の補助標識の表示に係る経費

※以下の経費は対象外とします。

自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係る消費税等）

種類	特別装備	概要	排気量クラス (cc)	基準単価 (千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660 以下 (軽)	3,900
			661 ~ 2000	4,200
移送車 I	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660 以下 (軽)	1,200
			661 ~ 1500	1,400
			1501 ~ 2000	2,000
			2001 ~ 3000	2,700
移送車 II	車いす仕様 (スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下 (軽)	1,500
			661 ~ 1500	1,800
			1501 ~ 2000	2,500
			2001 ~ 3000	3,300
移送車 III	車いす仕様 (リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下 (軽)	1,500
			661 ~ 1500	1,600
			1501 ~ 2000	2,300
			2001 ~ 3000	3,000
移送車 IV	送迎用の乗用車で、乗車定員 7 人以上、10 人以下の車両		1501 ~ 2000	1,700
			2001 ~ 3000	2,300

※注意事項

補助車両には J K A が指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

VI. 福祉機器の整備

○対象となる法人

本財団が定める「虐待から子どもを守る施設」、「児童福祉施設」、「障害者の地域活動のための施設」、「障害者のための施設」、老人福祉法上の老人福祉施設又は障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設を有する法人

○対象となる事業

- ①当該施設の入所者、施設利用者が必要とするリハビリ機器、授産機器又は医療機器の整備事業
- ②機器一式当たりにつき、2,000 千円以上 10,000 千円以下の事業

○対象となる経費

建屋内当該設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整及び取扱説明に係る費用を含む

VII. 非常災害の援護

予算枠は 200,000 千円とします。

VIII. 地域振興

○対象となる事業

補助対象経費総額が 3,000 千円以上 30,000 千円以下の事業
単価については「Ⅱ. 事業経費の基準」によるものとします。

※以下の事業は対象外とします。

- ①当該年度補助事業に要望し、不採択とされた事業
 - ②毎年恒例的に実施されている事業
-